

会 議 録 第 5 号

1. 招集日時 令和4年12月8日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

1番 鈴木勝利

2番 藤田尚美

3番 秋山泉

4番 加川裕美

6番 甲斐徳之助

7番 池辺己実夫

8番 諸橋太一郎

9番 市川圭一

10番 伊藤裕一

11番 山本伸子

12番 守屋常雄

13番 北島登

14番 杉森弘之

15番 須藤京子

16番 黒木のぶ子

18番 柳井哲也

19番 石原幸雄

21番 遠藤憲子

22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

副市長	滝本昌司
教育長	染谷郁夫
市長公室長	滝本仁
経営企画部長	吉田将巳
総務部長	飯野喜行
市民部長	小川茂生
保健福祉部長	内藤雪枝
環境経済部長	山岡孝
建設部長	長谷川啓一
教育部長	吉田茂男
会計管理者	関達彦
監査委員事務局長	大里明子
農業委員会事務局長	榎本友好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏公
総務部次長兼 人事課長	本多聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗山裕一
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯島希美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡辺恭子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大徳通夫
建設部次長兼 下水道課長	野島正弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤木光二
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田英行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高橋頼輝
全参事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修

令和4年第4回牛久市議会定例会

議事日程第5号

令和4年12月8日(木) 午前10時開議

- 日程第 1. 一般質問
- 日程第 2. 議案第47号 牛久市役所出張所設置条例について
- 日程第 3. 議案第48号 牛久市ひたち野リフレプラザの設置及び管理に関する条例について
- 日程第 4. 議案第49号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 5. 議案第50号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第51号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第52号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第53号 牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第54号 牛久市立保育園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第55号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第57号 令和4年度牛久市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第12. 議案第58号 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13. 議案第59号 令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14. 議案第60号 令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15. 議案第61号 令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第16. 議案第62号 牛久市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて
- 日程第17. 議案第63号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について
- 日程第18. 議案第64号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第19. 議案第65号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第20. 意見書案第13号 賃上げの実現のため、緊急で効果的な対策を求める意見書の提出について

- 日程第 2 1. 意見書案第 1 4 号 中小企業・小規模事業者、農漁業者の廃業、倒産危機を打開する支援策を求める意見書の提出について
- 日程第 2 2. 意見書案第 1 5 号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について
- 日程第 2 3. 意見書案第 1 6 号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出について
- 日程第 2 4. 休会の件

午前10時04分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

ここで、北島議員から発言の訂正を求められておりますので、これを許します。13番北島登議員。

○13番 北島 登 議員 昨日の一般質問の中で、私の事実誤認により、一部事実と違うことが判明しました。心臓疾患を持つ姉の見守りをしていた妹が亡くなったと発言しましたが、正確には行方不明でありますので、発言の訂正をお願いいたします。

○杉森弘之 議長 日程第1、一般質問を行います。



一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 改めまして、おはようございます。日本共産党の遠藤憲子でございます。通告順に従いまして、一般質問を行います。

今回は、市民団体等が公共施設等を利用した場合のきまりについて、そして国の地方創生臨時交付金について、2項目についてお尋ねいたします。

初めに、うしくWa iワイまつりに市民の自由な発表の場でもあります「いい友市（フリーマーケット）」についてお尋ねいたします。

11月3日に3年ぶりに開催されましたうしくWa iワイまつりは、市内外の多くの参加者でにぎわいを見せました。いい友市のフリーマーケットに参加をしました市民の方から、「コロナ禍でもあり、以前に比べて今回は参加団体が少ないことや、活動に何か制限があったのではないか」。このような声が寄せられました。参加団体等の名前や位置を示した案内がなく、フリーマーケットに行こうと考えていた市民は、「その団体の場所が分からずに帰ってしまった」。これは個人の方の意見なんですが、そのような声が聞かれました。

参加団体は、フリーマーケット参加に参加費用を出しております。自由に自分たちの活動を、参加者や市民に宣伝また発表する場でもあると考えます。うしくWa iワイまつり実行委員会が主催しての開催でございますが、参加団体に対してのルールや決まり事はあるのか。あるとすれば、その内容、そして、その時々の実行委員会で変わり得るものなのか。この間の決まり事、ルールについてお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 去る11月3日、3年ぶりの開催となった第30回うしくWa i ワイまつりは、天候にも恵まれ、大盛況のうちに無事終了しました。

御質問のいい友市は、フリーマーケットを通して市民間の交流を図る目的で、第1回から継続して実施をしており、毎回、出店希望者が定員を上回り、抽せんで出店者を決める人気コーナーとなっています。

次に、出店に当たってのルールでございますが、飲食物の販売禁止、車を利用した販売の禁止、危険物、ペットの持込禁止、事前申請していない商品の販売禁止等を注意事項としてお願いしており、今年につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用、消毒液の設置、コイントレーの使用もお願いしておりましたが、出店に当たっての自由度は高く、バラエティー豊かなフリーマーケットとなりました。

どんなイベントにもルールがございます。市といたしましては、主催者、出店者、来場者と立場は異なりますが、それぞれが安心して楽しめるような、よりよい運営方法を今後も模索してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今の次長の答弁の中で、事前に登録をした、このようなものを出しますと、そういうような注意書きがあるということなのですが、いい友市も含めまして参加団体から、例えば今年度のよかった点、そしてまた、こうしたほうがいいのではないかと、そのような教訓とか反省点などそういうものが出される場があるのかどうか。次年度の開催に向けまして、そういうことが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 いい友市に出店された方から、来年度はこうしたらいいというような意見というものはいたではないと承知をしているところではあるんですけども、しかしながら参加された方の中で一部ルール違反が見られたということで、そういったお話を当日なんですけれどもいただきまして、区画が決まっております、その区画からはみ出して出店している出店者がいて、再三注意をしましたが直してもらえなかったといった事案がございましたので。それも最低限のルールでございますので、そういった方には来年度は出店を遠慮していただくとか、そういった形で次年度、これから続くであろうWa i ワイまつりの出店者を選ぶというか、決める際にルールづくりというものは、自由度は高い中ではありますけれども、最低限のルールの確認というものは行っていきたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、次長からルール違反という言葉がありました。ということは、その区画からはみ出したというか、それ以外のルールというものはあるのかどうか。今、自由度が大変あるということの答弁でありましたけれども、最初の答弁の中で、事前に申請をしている以外のものなどがあった場合には、やはりここでルールというものにかかるのかどうか。そして、そういうものを、例えばどなたが判断をするのか。その辺を伺います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 いい友市の区画は、実行委員会と市の商工観光課の職員でパトロールというわけではないんですけれども、見回りはしまして、先ほどのルール違反も見つけたわけなんですけれども、それと、こういったものを出店するという品物以外のものを出店した場合には、そちらで注意させていただくということで行ってはおりますけれども、今回、事前申請した以外の出店されたものというのはなかったというように承知をしております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 たくさんの方々が集まる、こういうフリーマーケット、本当に3年ぶりに開かれたということでは皆さん期待もし、それからいろいろと、今、多い場合には抽せんでということで、皆さんのやっぱり期待が大きいということが分かります。

やはりこういう、先ほどもちょっと述べましたけれども、多くの団体が集まれば集まるだけ、いろいろと皆さんと決まり事というか、ルールというものが必要になってきますけれども、その中にはある程度、自由度、自由に発表するということがやはり必要ではないかと考えます。

それで、先ほど次回、次年度に向けてどうなのかということは、特には設けていないということなんですけど、もしこういうようなことがあった場合には次年度は注意をするとか、そういうものをぜひ申し送りというのか、それをやって、皆さんが楽しめる場にしていただきたいということをお願いいたします。

次に、市民団体等が公共施設を利用した場合のきまりについて伺いたいと思います。

生涯学習センター、それからエスカード牛久、多くの市民、市民団体が学習とか趣味、また社会教育の一環として利用していることは存じております。

初めに、定期団体とその他の団体の現状についてお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 中央生涯学習センターを御利用いただいている団体は、定期使用団体とその他の団体、いわゆる一般使用団体の2種類に区分をしております。

定期使用団体とは、営利を伴わない趣味、学習活動を目的とし、市民の割合が6割を超える

10人以上の団体であることに加え、施設の使用回数が月1回以上で6か月以上の使用実績があるなどの条件を満たした団体です。

今年度は140の団体を定期使用団体として登録している状況で、一般使用団体に先行して使用申請の受付を行っております。

なお、定期使用団体、一般使用団体を問わず、使用料が全額免除となる使用については、公共施設をより多くの団体に均等に御利用いただくためのルールとして、同一週内に1回かつ午前、午後、夜間のうち1つの時間枠での御利用をお願いしているところです。

一方、エスカード生涯学習センターについては、定期使用団体、一般使用団体の区分はなく、会議室及びスタジオは利用の6か月前、ホールは7か月前からそれぞれ申請を受け付け、御利用いただいている状況です。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、次長の答弁で、それぞれの団体の状況が分かりました。

中央生涯学習センターでは今、利用に当たっての予約システムというものを導入されているということを承知しています。しかし、今の御答弁の中にありましたように、エスカードの生涯学習センターについてはそういうような導入ではなく、毎月1日にエスカード牛久会議室に集まりまして、利用予約をしていかななくてはならない、今そういうような状態でございます。エスカードについても予約システムの導入、このような検討はどうか伺います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 今、議員おっしゃったとおり、エスカードにつきましては現状、予約システムの導入がない状況なんですけれども、今後さらに活発に利用が進んだ折には、やはり同様のことは検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 そうですね。エスカードも本当に多くの方が利用しておりまして、エスカードビルのシステム上、10時にならないと開かないものなので、その10時になりますと一斉にエレベーター前に多くの方が並んでいるという状況です。

牛久都市開発に委託をしているということは承知していますが、やはりいろんな方が利用するという事を考えれば、導入を早期に検討していただきたい。これは要望であります。

続きまして、今の利用の中で1日を通して、午前、午後、夜間の時間帯での運用ということなんですが、例えば午前、午後と利用したい場合とか、イベント等の利用に際しての対応をどう考えているのかお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 中央生涯学習センターでは、先ほど申し上げたとおり、使用料が全額免除となる使用の場合、同一週内に1回かつ1つの時間枠での御利用をお願いしているところですが、このような時間枠での利用に収まらない大きなイベント等を企画された場合には、事前の御相談に応じております。過去には、音楽団体が単発のコンサートを多目的ホールで行うに当たり事前に御相談いただき、午前、午後を通して貸し出した事例もございます。

もちろん公共施設として、より多くの団体に均等に御利用いただくという大前提がありますので、大きなイベントなど特殊な使用については必要最小限でお願いするところではございますが、イベント等の企画に当たっては事前にセンター窓口までお申出いただき、御相談いただければ対応していきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 そうですね、現在はこの3つの区分によって、皆さんがそのルールに従って運用されているということはよく理解できました。

イベント等によっては、午前、午後と1日お借りする、そういうようなこともあるので、実際はセンターの窓口に行かれて相談をするということ。このことは関わった市民にも伝えていきたいと思います。

次に、印刷機の利用についてなんですが、市民団体には印刷機を持っていない団体が数多くあります。生涯学習センターに用紙を持参すれば印刷機が利用できるというようなシステムになっております。印刷機利用に当たっての利用方法についてお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 印刷機については、中央生涯学習センター内に設置し、市民団体の生涯学習活動を支援するため、市内で活動するサークルや子供会、PTA、行政区などに御利用いただいております。

令和3年度は418団体が原稿2,454枚を製版、延べ27万8,570枚の印刷を行いました。また、令和4年度は4月から10月までの7か月間ではありますが、273団体が原稿2,473枚を製版、延べ18万4,152枚の印刷を行っており、非常に多くの団体に御利用いただいている状況となっております。

利用手続としては、まず事前に電話にて予約を入れていただきます。それから、利用時に団体名、利用者名、印刷枚数などを台帳へ記入していただき、用紙を各団体で御用意の上、印刷していただいております。なお、御利用の後、印刷したものを一部御提出いただいております。

が、これは申告内容と印刷実態を確認することで、営利目的などでの利用を抑止するために行っているものです。

営利利用など生涯学習活動支援の目的とかけ離れた利用については制限をかける必要があり、今後とも印刷物の御提出をお願いしてまいります。こちらにつきましては御理解、御協力を賜りたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、次長の答弁の中で、利用した印刷物を1枚提出していく。このことの決めた理由というか、目的外の使用について使用制限をかけるということでしたが、提出するように変えたことで改善されたことがあるのかどうか。それと、提出した印刷物の扱いについて、氏名とか連絡先など個人情報の記載もあるのではないかと考えます。ある方は、これは検閲ではないか、このような意見も出ております。市の考えをお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 実際に印刷物を御提出いただいて、それが当初の申請内容と違うということでの件というものは、これまでは実際はございません。きちんと皆さん、市民の方々、御利用目的に即した形で御利用いただいているというところがあります。ただ実際に、今後も含めてですけれども、公共施設に置いてある機械ということもあわせて、営利目的で使っていただくということはやはり避けるべき案件だと思っておりますので、そこにつきましてはこれまで同様に行っていきたいと考えております。

また、印刷物の内容につきまして、当然場合によってはお申込み先であるとか、そういった部分で個人情報が載っている、そういった場合もあるかと思えます。その点につきましては、きちんと担当課で当然そちらが外の団体等に漏れないような形できちんとした管理の部分は徹底していきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 そうした印刷物を保管というか、1枚提出している中で、保管の期間というんですか、そういうものはあるんですか。それと、その預かっている印刷物をどう処分というか、そういう方法はどうか。先ほどの数から見ると、相当な枚数になると思うんですけれどもね。それをやっぱり保管するというか、そういうようなことも必要になってくると、その後はどうするのかについて、市はどう考えているのか伺います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 一部提出いただいた印刷物につきましては、その日のうちにきちんと内容につきまして担当課で確認をし、その後速やかにシュレッダーをする取決めとして、実際には翌日以降、その印刷物等が流出しないように、残しておかないようにということで処理をさせていただいている、そういった状況になっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、確認なんですけれども、提出された印刷物については内容を確認の上、すぐに処分というか、シュレッダーにかけるということ。このことにきちっとやっていただきたいと、これはお願いしておきます。

続きまして、大きな2番でございます。国の地方創生臨時交付金について伺います。

政府は9月20日に、予備費によります地方創生臨時交付金の4,000億円増額などを閣議決定し、この4,000億円と、4月の物価高騰対応分と、1兆円のうち留保していた2,000億円を合わせた6,000億円を改めて、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として交付することを自治体に通知いたしました。ロシアのウクライナ侵略や円安の影響などによります物価高騰が深刻になっておりまして、住民生活、中小事業者などへの支援が求められているところです。

内閣府は、この地方創生臨時交付金の実施計画の締切りを10月31日としておりました。それぞれの自治体では、交付限度額につきまして切実な要求への活用が求められているところでございました。

この文書は担当課にも届いていると思います。この地方創生臨時交付金について、初めに市の重点政策との関係について伺います。この重点政策とは、当初予算に計上したもの以外を指しております。今年度の国からの地方創生臨時交付金につきまして、新型コロナウイルス感染症対応、原油価格、物価高騰対策で市に交付された全体額は幾らなのか。どのくらいの事業に該当されたのか、主な事業について伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和2年に感染症拡大の影響に対し緊急経済対策として創設されました。その後、感染症対策のほか、その影響を受ける事業者に対する事業者支援分の創設、都道府県事業として営業時間短縮要請に対する協力要請推進枠、ワクチン接種に係る検査推進枠などが拡充され、本年度においては、国が示したコロナ禍における原油価格・物価高騰総合緊急対策におきまして、原油価格・物価高騰対応分が新たに創設、さらに今回、御質問にあります重点交付金として、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設されたところとなります。

当市に対する重点交付金として約1億6,900万円が配分されておりまして、交付金を活用して実施する事業は、物価高騰の影響を受ける市内の介護事業所、障害福祉施設、民間保育園、幼稚園、児童クラブ、医療機関、認定農業者、運送事業者に対し、事業継続支援として補助金を交付します。

また、市内の各家庭におけるエネルギー費用負担の軽減とともに、当市の掲げるゼロカーボンシティの実現のため、LED照明器具への買換えに対するクーポン券の交付を予定しております。

その他、コロナウイルス感染症対応物価高騰分の交付金として、本年度、既に配分を受けている中で、ハートフルクーポンのプレミアム分の公費負担、保育園、幼稚園、小中学校等の給食材料費の高騰分の公費負担、事業者支援金の交付などを実施しております。

コロナ交付金の通常分として来た金額の限度額については1億5,074万2,000円、事業者支援分として来た交付金の限度額については1億8,534万4,000円となります。

重点交付金としては、先ほど約1億6,900万円とお答えしましたが、正確には1億6,938万2,000円となります。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、次長からいろいろと答弁がございました。この間の10月24日の臨時議会におきまして、物価高騰の影響を受けた生活者、事業者への支援に充てられたと考えます。この交付金の限度額が今、次長が金額を言ってくれました約1億6,900万円となっていると思います。しかし、臨時議会のときには、実施した事業の内容が約9,700万円になっていたと思います。この計画が、期限が10月31日までに申請をされなければ交付決定がされないとは私は理解をしたものなのですが、この残額については国庫に返還となるのか。この辺をお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 申請につきましては、そのとき一度きりということではなく、その後に追加交付申請が可能となりますので、そちらで対応して、今のところ返還する予定はございません。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 多分そういう御答弁かなと思っています。それはやはり、国からは推奨事業のメニューというものが多分示されていると思います。先ほど、大体の主な事業について伺えたんですけども、このメニューで実施するに当たりましては、どのような経緯、

そしてまた基準で事業を決定するのかお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 重点交付金を活用した事業を検討するに当たっては、一定の基準は設けておらず、重点交付金の趣旨に沿って、市民及び事業者に対して有効な、図れるような検討をいたしております。

事業の立案に当たっては、庁内の各課に対し事業の提案を求めたほか、国の各省庁や業界団体からの要望などを踏まえ、当市の実情に合った交付金の活用を検討し、交付金の配分額、市内事業所の数、世帯数などから事業内容を精査、決定し、実施計画としてまとめてまいりました。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 国の資料を読みますと、さらに効果があると考えるものについては実施計画に記載をして申請も可能というふうな記述もございました。こういうような申請も可能ということで、市ではこういうようなときにはどう判断をするのか伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 市としましては、交付金の対象となる事業の中で最も効果的なものを選択するという方法を取っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 それでは、推奨事業のメニューの中で、生活者支援の中で、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援という項目がございました。私、9月議会で学校給食の無償化のことは取り上げました。9月の定例会では、学校給食に関しまして、燃料や材料の高騰分、約3,800万円分を交付金で対応したことは承知をしています。先ほどの御答弁ですと、地方創生臨時交付金というものは今回限りではないと理解をするんですが、子育て家庭への応援として、やはり学校給食の無償化に向けて限定的でも取り組むことができたのではないかと考えます。

11月25日付の新聞報道にもありますように、日立市では来年1月から3月、限定的でありましても給食費の無償化に取り組む、このような公表をされております。全国的にこういうような状況が広がっている中で、市では今回の地方創生臨時交付金について、このような検討などはされなかったのかどうか伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 小中学校の給食費の検討につきましては、給

食費の負担軽減ということで、事業者支援分の交付金を活用しまして、幼稚園、保育園、小学校、中学校に対しては実施をしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 給食費の無償化ということで、私から答弁させていただきます。

9月議会での答弁と同様となりますが、臨時交付金という収入を考えた場合、今後も何回かは続くかもしれませんが、やはり臨時的な収入ですので、一方で、給食費の無償化ということは、やはり経常的に歳入がなくなるというような形になってまいります。

やはり学校給食法では、負担区分についても、保護者の負担が生じるということも明記されておりますし、一方で、経済的に困窮世帯は就学援助で下支えしているというような形で保っておりますので。そういうところを考えますと、給食費そのものの無償化ということに関しては、期間限定であっても、やはり慎重にならざるを得ないかなと考えております。

一方で、この無償化については、やはり全国また県内でもいろいろな動きがありますので、そういったところはよく注視しながら、情報収集して、調査、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 私も繰り返したくはないんですけども、この無償化の、食材費が保護者負担というものは自治体の判断でできると国会でも答弁されているんですよ。ずっとそこに、食材費分は保護者負担だと、そういうようなずっと同じような答弁はもうやめていただきたい。少しでも、やはり今、子育て世代がどんなに大変なのか。給食費1か月4,000円ぐらいとして、例えば3か月分であれば約1億円弱ぐらいの金額でそういうような子育て家庭にとっては大きな支援となってくるのですから、そこは駄目だよということではなく、少しでも子育て支援の応援のために、大体年間だと5万円近い給食費だと思います。

本当にそういうところでは子育て家庭を応援すると、そういうようなことも今後検討をいただきたいと思います。

それと、今後の計画についてなんですけれども、今回の議会初日に議決をいたしました省エネ等の事業に対する交付金、LED照明交換の助成のように、急に国からの交付措置というのが考えられると思います。今後につきまして、検討されている交付金の見込みについてどうなのか、伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 今後の交付金の活用につきましては、現時点で交付が決定されている交付金については事業計画が策定されておりますので、滞りなく実施できるよう努めてまいります。

また、今後の交付金の配分につきましては、国の補正予算の状況などの動向を注視し、示された交付金の趣旨、対象を踏まえ、速やかに事業選定に当たれるよう準備を進める必要があると考えており、これまでの臨時交付金事業における他事例などの情報、庁内各課の所管事業に関する情報を収集し、当市の実情に応じた有効な交付金の活用が図れるよう対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今回この質問を取り上げるに当たりまして、ほかの自治体のいろいろなホームページ等を拝見いたしました。ある自治体では、新型コロナの感染症対応の地方臨時交付金の事業の活用状況を全てホームページで公開しているんですね。1回分と2回分とありまして、事業総額は幾ら幾ら、交付金に充当したのは幾ら、そして通常分ではどうだということを細かにホームページで公開しておりました。それとまた、市民からの意見、これは市に対するいろいろな意見であります。物価高への取組の問題、それから商工観光課に対しては、全市民に5,000円の商品券を配り、市民の負担を軽減してはどうかと、こういうような市民からの要望がありました。いずれも回答の中には、新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金において、そういう活用をするということなんですが、その最後には「事業が決定した場合には、市のホームページのほか、各広報媒体により市民や事業者に、より広く周知できるよう努めてまいります」。このような記述もございます。

では実際に、牛久市ではこのような市民の要望に対してどのように取り組んできたのか。ホームページを見ましたけれども、一切そういうことがございません。今後そういうような市民からの要望にどう応えていくのか。担当課でぜひ検討をお願いしたいと思いますが、その辺の考えを伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 市民に限らず事業団体などからの要望につきましては、その要望の内容を精査し、実際にできるものかどうかというのを検討して、可能と判断したものについては、燃料高騰、物価高騰で、複数、運送業協会や、すみません、ちょっと今、資料は持っていないので、あれなんですけれども、あとは観光業協会など幾つかの団体から来た要望については実際、実施するに至っております。

市民についてもおっしゃるとおり、全市民に商品券等を配ってほしいという意見はいただい

ていることは事実ですが、実施には至っておりません。市民の意見に関しましては、真摯にお伺いして、実施可能の有無を判断して対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 実施可能かどうかを判断して対応していくということなんですけれども、こういうふうに事業が決定したときに、今、見ましたら市のホームページではLEDのことが載っていました。しかし、それ以外の内容についてはやっぱり細かに載っていないんですね。ほかの自治体では、先ほど言いましたように、原油価格の物価高騰対応分については、事業継続緊急給付金、そういうものに対して、給付額、1事業者当たり10万円、それから学校給食費の保護者負担軽減分については、支援額、小学生は幾ら、中学生が幾ら、こういうように細かに載っているんですね。

こういうことはやはり市民が一番知りたいと思っています。国がどのような形で交付金を自治体に下ろしているのか、そして、その使い道についてはどうなのかということは、やっぱり市民の関心が高いということが、市の要望に対してもきちっと分かると思います。

やはり物価高騰対策で市の対応がどうなのかということでは、事業者支援、それから、そういうふうに、この多くの、先ほどの5,000円の商品券のところでは、ハートフルクーポン券について市内の消費活動を促し、事業者を支援する、このことが主な目的だという記述もありまして、そういう対応ということで、こういうような対応だけではなくて、多くの方がやっぱりこういう物価高騰に対するいろいろな市の政策に関心を持っているということでは、もう少し市民に周知をするということ、そこに力を入れていただきたいと思いますが、この辺は担当課でどうお考えでしょうか。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 市民への周知と交付金の一覧なんですけれども、交付金の一覧については、交付が決定したものについては国のホームページで公表がされております。広く市民に関わる、募集するような内容につきましては、広報紙やホームページで広報しているものもございしますが、特定の事業者などが対象となるものについては、直接その事業者に通知をすることにより済ましているものもございしますので、今後ホームページ等の公表については改めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 現在の実施状況につきましては、まだまだ数字が確定しないので、公表するというには難しいと思いますが、過去の臨時交付金、そういうものについて、国

ですか、実施状況とか効果の検証とかというものを報告するようなことになっているのではないかと思います、市ではどうなっているのか伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 市でも、最終的な事業の結果につきまして、国に報告するようになっておりますので、そちらについては政策企画課で取りまとめを行っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 その取りまとめたものを公表するという考えはありますか。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 それも含めて今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今回この質問を考えるに当たりまして、先ほども述べましたが、他の自治体ではどうなのか。市民にどういう形で公開、公表しているのか伺いました。私どもも、こういう形で市民にきちんと知らせる、どのような交付金がどのようなことで使われたのか、そういうような役割を担っていると思って取り上げております。国の動向、よく御答弁の中で出てきます。市民や市にとって本当にこういうような事業が有効なのかどうか、常に情報の収集に努め、有効活用をと考えるのが市の姿勢ではないかと思います。担当部署におきまして、交付金の活用、そういうものについて情報収集というものをどう考えているのか伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 情報につきましては、まず今後配分されますこういった交付金の、既に決定はされているというところではあるんですけども、細かい通知や金額について国から示されておりませんので、そういったことも含め随時ホームページで、他市で実施している内容やそういったものは調査して、いいものはぜひ取り入れてまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 国が今いろいろと揺れ動いている状況の中では、こういうふうなことで交付金が、LEDの照明灯の交換事業のようにいきなり2億円という交付金が来たり、

それから、そういうものに対する市の担当の方の御苦労というものは大変うかがうことができます。しかも、その年度で終わらせなければいけないとなると、担当部署、そしてまた関係する方々が大変御苦労されているということは分かりますが、そういうものについて本当に市民にとって有効なものなのかどうかをきちっと見極めるためにも、本当に情報をきちっと取っていただきたい。そして、そういうことは、今回は市長がいらっしやいませんけれども、本当に市にとっての有効な事業を市民に還元をする。そういうことが市の役割だと考え、私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で21番遠藤憲子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時ちょうどといたします。

午前10時52分休憩

午前11時04分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、22番利根川英雄議員。

[22番利根川英雄議員登壇]

○22番 利根川英雄 議員 日本共産党の利根川英雄です。通告順に従って質問をいたします。

今回市長が欠席で、職務代理者を置かないということは、事前に準備した答弁以上のものは出てこないということ。一般質問というものは政策論争であります。私はこれは正常だと思わない。このことだけを一言述べておきたいと思います。

まず、就学援助制度の拡充の問題についてであります。

日本国憲法第26条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」。

また、学校教育法19条、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」。

さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律、教育の支援、第10条で「国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学費の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする」。

また、子どもの権利条約第18条では、子供の教育はまず保護者にあり、国はそれを手助けする。これらを見る限り、就学援助というものは生活保護に準ずるとは私は思えないわけであ

ります。

牛久市の就学援助の目的と考え方についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 公立学校の義務教育では、法律に基づき授業料と教科書は無償とされているところではありますが、学校生活においては、子供たちが授業で使用するノートや筆記用具、制服や上履き、体操服、リコーダーや絵の具セットなどの教材、修学旅行の費用や校外学習費、給食費などなどの費用がかかり、それらは保護者負担となっております。

学校教育法第19条におきまして、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされております。

これを受けて、牛久市では牛久市就学援助規則を定め、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的として就学援助を行っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 文章に書いてあるそのとおりのことですね。しかし、私が憲法や教育基本法、いろんな法律等を入れたのは、これは今、答弁したようなこと以上のことを全ての子供たちに平等に平均に教育を受けさせるというのが憲法であり法律です。しかし、その中では、これから詳しく金額の問題についてやっていきますけれども、文章に書いた目的だけについて、市としての考え方は、就学援助制度に対するお知らせに書かれているとおりのことですね。

それでは、これまで5年間の就学援助申請者とその受理また不受理の件数について、併せて要保護と準要保護の年度別件数についてお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 まず初めに、申請者数と受理、不受理についてお答えします。

就学援助制度への申請者数が全児童生徒数に占める割合は、過去5年間を見ると約7%前後を示しており、特に令和2年度は多く、7.6%まで上がり、うち受理者数は482名となっております。

年度別申請者数及び受理、不受理の件数につきましては、平成29年度、申請者数481名、受理者数436名、不受理45名、平成30年度、申請者数498名、受理449名、不受理49名、令和元年度、申請者数467名、受理424名、不受理43名、令和2年度、申請者

数528名、受理482名、不受理46名、令和3年度が申請者数517名、受理466名、不受理51名となっております。

また、要保護、準要保護の年度別の件数についてですが、要保護の児童生徒数は、平成29年度が37名、30年度が32名、令和元年度が30名、令和2年度が39名、令和3年度が41名ということで、およそ30名から40名の間で推移しております。

準要保護の児童生徒数については、平成29年度が399名、30年度が417名、令和元年度が394名、令和2年度が443名、令和3年度が425名と、約400名前後で推移し、おおむね横ばいで推移している状況であります。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 要保護、準要保護の条件については後で質問したいと思います。次の、市の就学援助制度のお知らせによりますと、新入学児童生徒に対する支給は4月1日から4月28日までとなっております。そしてまた、その受付自体も4月になってからということでは、新入学までに間に合わない可能性があるわけですね。

文科省のアンケートを見ても、やはり入学式に間に合わないような学校が多いと、アンケート調査でもなっております。

この点について、牛久市は4月1日、入学式の前に、特に小学校1年生、中学1年生に対する支給というものはされているのかどうかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 小学校1年生並びに中学校1年生に関しては、入学準備金という特別な経費が出る形になるんですが、これについては入学前の申請が取られる形になっております。もちろん入ってから申請しても、後から払う形になりますが、支給は可能です。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 小学校1年生と中学1年生の準備金については、市の就学援助制度のお知らせの中には書かれていないんですよね。これは、準備金については大体毎年何人ぐらいずつあるのか。このお知らせというものはどうされているのかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 そのお知らせについては、入学した後に配ることを前提としたお知らせですので、その時点ではもう既に書いておりません。それより事前の段階で、別の通知でお知らせしております。ちなみに、入学準備金の前倒し支給と我々は呼

んでいるんですが、令和4年度ですと7名の方が申請されて35万7,420円、ごめんなさい、今のは小学校です。中学校は59人という形で354万円が支給されております。中学校は、小学校を通じての周知も特に行き届いてるので、小学校をもうちょっと頑張って周知に努めたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 今聞いたことは、準備金のお知らせというものはどうやっているのかということです。これは今の人数でいきますと、中学生59人、小学生が7人ですか、先ほどの準要保護の人数を含めても全く足りないと思うんですが、この点について準備金のお知らせというものはどうされているんですか。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 まず、中学生については、小学校から上がってきますので、学校を通じて周知しております。小学生については、未就学児になりますが、これは全てのお子さんに対して、次年度入学する子供は大体10月頃に就学時健診というものを入る予定の学校で行いますので、そのときにお知らせを配付しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 それにしては人数的に少ないような気がしないではないんですが、例えば市の広報に入学準備金についてのお知らせというものは当然載せるべきだと思うんですが、準備金のお知らせの方法をどういう形でされているのか。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 ホームページには掲載しておりませんが、就学時健診というものは、入学されるおさんは全て受ける形の健診となっておりますので、そのときにお配りしておりますので、全員に周知は行き届いていると考えております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 それでは、後でも結構ですが、そのお知らせの文書をぜひ提示していただきたいと。これは約束してもらえますか。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 後ほど提出させていただきます。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 就学援助制度の申請は学校提出となっております。これがなぜかというのはちょっと理解できないんですが、というのは、学校長からの意見書というものを

添えて出すようですが、しかし校長の意見書は却下判定の材料にはならないと記載をされているんですね。では、何のためにこの申請書を学校に提出しなければならないのかと。教育委員会だけでもいいのではないかと思うんですが、学校に提出する必要性についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 就学援助について定めておりますのが、市の就学援助の規則をつくっております、その中にも、学校長を経由してという形では書いておるんですが、その目的といたしましては、就学援助では、上履きや体操服、そのほか授業に必要な教材などの学習用品や通学のために必要とする服や靴、雨傘、雨靴などの通学用品にかかる費用の一部を支給しているということで、これらの費用が支給されていることから、学校で児童生徒の服装や出席状況を把握しまして、保護者が就学援助の目的を理解して、児童生徒の服装や授業に必要なものに確実に充てているかというようなところを学校長からの意見書で確認させていただいております。

そのほかにも、就学援助ではPTA会費など学校徴収金の一部を支給対象としておりますので、学校への支払い状況に滞りが無いかというあたりも意見書に入ってくる内容かと思えます。

このように、就学援助では学校教育にかかる費用を支給しているため、申請者の方へは、先ほど申し上げた規則に基づき、就学援助申請世帯の家庭状況を把握するため、学校を経由して教育委員会に申請することとしております。

このような申請方法について、毎年、文部科学省が全国の市町村を対象に実施している就学援助の実施状況という調査がございまして、その中でも提出方法としては、「希望者が学校に提出する」と回答した市町村が46.5%、821市町村ということで最も高いという形で、このやり方については、学校経由での提出ということについては就学援助制度の円滑な運営に資するものだと考えております。

また、就学援助制度を保護者全員に知っていただくために、年度当初に就学援助制度の申請の有無を確認して、申請する、しないにかかわらず一応、一旦確認するという形を取ることによって、制度を知らずに申請しなかったというようなことがないようにという形にも働いていると捉えております。

このように基本的には学校経由で申請していただくという形になっておりますが、やはり保護者の方によっては、学校には提出したくないというような御相談も受けますので、そういった場合には柔軟に教育委員会の窓口で申請を受け取って、逆に市教育委員会から学校長に意見書の提出を、意見書欄の記入を依頼するというような場合もございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 ここに、就学援助申請に関わる学校長の文書がありますけれども、これは直接、今、答弁がありましたように、教育委員会だけに提出したとしても、何らかの形でそれが調査できると思いますけれども、これは非常に個人情報的な家庭の事情等がある中で、本当に学校でこういうことが分かるのか。特に、要保護については、これは生活保護の方ですね、準要保護については、それにプラスアルファということであって、学校からの申請だけでは、その家庭の実態というものは分からないと思うんですね。

先ほどの、学校に提出するのは四十何%と言っていましたけれども、教育委員会と学校というところもあります。そしてまた、教育委員会だけというところもある。なぜ学校に提出しなければならないのかということ自体が、これが非常にハードルになっているということも聞いております。

学校の内部的なことを調べるならば、教育委員会提出であっても、先ほどの答弁にありましたように、教育委員会に来たものについては学校長に対して問い合わせるというふうになります。それを最初から書かれているのはお知らせですね、これは学校長に提出することとなっているわけですよ。であれば、教育委員会ないし学校長と書くべきでしょう、今の答弁からいけばですね。学校に提出すること自体を負担に感じるという方、制度を知らないという方がおられると言っていましたけれども、そのようなところもあるわけです。

ですから、基本的にはお知らせには教育委員会または学校とすべきだと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 先ほど申し上げたように、実質的には学校に出したくないという方に関しては、教育委員会で御相談を受けて、受け取る場合もあるんですが、やはり制度を円滑に、また速やかに回していく、また、いずれにしても学校を通じて子供たちの様子を、状況を書いていただくと。年間大体430件ぐらいの件数が来るというようなところを考えますと、やはり学校を通じて出していくことを基本としたいと我々としては考えております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 今言ったこととちょっと違うんだよね、さっき。教育委員会に出されるものもある。文科省で調査していることは、教育委員会に出しているという学校も日本全国では数多くあるんですよ。ですから、教育委員会にだけ出すということが、その就学援助制度に対する法的な根拠、違法とはならないはずなんですよ。

ですから、柔軟性を考えれば、何で学校に提出しなければならないのかということ。そして、学校に提出したものは、これは却下の理由にはならないと、ちゃんと書いてあるわけですよ。

こういったものをやるということ自体が、やはりそれは教育委員会の中で、後で審査するというものがあるようですが、それについても聞きますけれども、ですから、なぜ教育委員会を入れられないのか。直接、教育委員会に来る方を認めているということであれば、書けばいいでしょう。なぜ書けないのか。お尋ねします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 現状においては、やはり先ほど申し上げた、この430件というものが当然様々な相談等も絡んでくるという状況の中で、スムーズに円滑に認めて、早く支給もしたいというところから、学校での受付を基本としたいと考えております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 スムーズに円滑にと言うのなら、4月1日からの受付ではなくて3月からにすればいいでしょう。そうすれば問題は解決するわけですよ。なぜ学校長に固執するのか。それで、直接却下の判定の材料になることはございませんと書いてあるんです。であれば、何もわざわざ学校長に提出することはないでしょう。どういうことであっても、じゃあ教育委員会とは入れないということで、今後のお知らせ、就学援助制度について、これは5月以降のあれに書いてあって、それで4月中に申請書を出した方のうちというようなことは書いてあるんですが、これも非常に分かりづらい感じなんですよ。

ですから、準備金等も含めて、やはり就学援助の申込みというものは円滑にスムーズにやるんだったら3月でもいいわけですよ。これは法律か何かで4月1日からと決まっているんですか。私が見た限り決まっていないですよ。ですから、そういった方向であればスムーズにいくのではないですか。四百何十件あるからスムーズにいかないなんていうことを言っていますけれども、だったら早めればいいわけです。その点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 受付を4月1日以降にしているわけは、やはり3月31日と4月1日の間で転校なり子供たちの異動というものもそれなりの数があるというところで、4月に入ってからの受付という形でさせていただきます。

先ほど来の、それを表示するかどうかということについては、やはり事務的な負荷も考えた中で、ちょっと検討させていただきます。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 文科省のアンケート調査によっても、4月以降、そしてまた準備金の問題については、入学するのを、例えば準備金を牛久市でもらって、ところが4月にな

ったら転居してしまったというところがあるということで、4月以降という答弁をしている自治体が多いわけですね。それについては、ある程度調査なり本人たちの意向を開けば当然分かるわけであって、4月から新しい小中学校に行くということであれば当然、住民票は動かすわけですね。そしてまた、それ以降の問題であっても、当然、牛久市に在住している方は前年度ちゃんと牛久市に納税しているわけで、納税者ですよ。そういったことから考えれば、当然スムーズにいくとかという問題も含めて今後検討していただきたいと。

それと次に、就学援助制度による支給は年2回となっております。給食費は現金か、それとも年2回の中に入っているのかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 給食費につきましては、認定となりました結果を受けて、市で徴収する給食費分と、市から支出する扶助費分を振り替える形で相殺しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 そうすると、現物支給ということで確認をしいいんですか。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 そういう形になるかと思います。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 それと、要保護、生活保護費の中には給食費というものは含まれていないと確認をしいいんですか。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 学校教育課のほうの制度で払っております。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 よく分からないですから。生活保護法第32条、現物支給もできるようになっております。生活保護法、教育扶助の方法ということで、「教育扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物支給によつて行うことができる」と。そして、「教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者若しくは未成年後見人又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとする」ということになっております。

この現物支給ということに関して、市ではどのように考えるのかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 やはり先ほど来の就学援助の目的ということで、きちんと子供たちに行き届いてほしいということを考えれば、現物で出せるものはそれでいいのではないかと考えます。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 母1人子1人の場合の要保護の金額、そしてまた準要保護の金額、標準でいいですから、どの程度のものなのかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 すみません。仮に独り親で小学生の子供1人という想定での2人世帯で、これは家を借りている、借りていないなども左右されるので、仮に家賃を4万6,000円以上払っているという世帯で想定すると、所得でいって242万円という試算となります。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 この金額がどうであるかというものは、これは実収入だと思いますが、文科省が28年ですか、平成28年、それ以後の新しいものは報告されていないので、この調査でいきますと、公立小学校の学習費は年32万円、中学校で約48万円、学校教育費は公立小学校で6万円、中学校で13万9,000円、約ですね。要保護で小学1年生は年間1万1,600円、2年生から6年生で1万3,900円、中学校で1年生で2万2,700円、2年から3年生で2万5,000円ということだと思いますと、実際にこれは各家庭によって違いは分かります。ピンからキリまでであるとは思いますが、あまりにも文科省が調査した中で、違いが非常に大きいと思うんですが、この違いをどのように考えるのかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 今おっしゃられたことは、子供の学習費調査のあれだと思うんですが、242万円については認定をするときの基準でありまして、実際それがちょっと高いかどうかというところは複雑な、かなり比較になってまいりますので、一概に比較できないというところがありまして、逆に就学援助で支出するほうの単価につきましては、牛久市といたしましては毎年、生活保護の基準の単価が切り替わるたびに、それを全部補正して、その年度年度の単価に追いつかせているという状況がございますので。そういったところでは一応足りているのではないかなと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 文科省の調査結果というものは当てにならないというふうに、今のあれですと聞こえるわけですね。例えば、小学校の学校教育費の支出構成、これは当然、公立高校では授業料はありません。学校教育、6万43円になっているんですね。これがちょっとどういう、これはプリントミスではないかと思うんですが、修学旅行、遠足見学費6,738円、これはちょっと違うかなと思うんですね。それと、学校に対する納付金1万円、当初学用品、実習材料費1万9,000円、校外活動費2,700円、通学関係費1万7,000円と。こんなことを含めてやりますと、どちらにしても5万円以上は年間にかかっているというものが文科省の調査です。

今の答弁ですと、それは違うと、全部間に合っているというふうに聞こえるんですが、ですからこの違いをどう考えるのかと。また、これに対する調査とかいろんな意見というものは聞いたことはあるのかどうかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 今のお話でいきますと、就学援助として支払う額のお話になってくるかと思うんですが、その支払う額については、生活保護の基準の単価どおりにお支払いしております。そういったものは当然、ちょっと検証はしていないんですが、いろいろな学習費調査等も含めて調査した中で、厚労省で定めているものであると理解しておりますので。その単価について、今おっしゃられたものとちょっと一つ一つのチェックはかけておりません。一律に生活保護の基準の単価を毎年改定しているという状況でございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 これは令和4年度の就学援助申請書等受付期限及び支給額支出表という、学校教育課で出されたものですね。小学校1年生、4月1日からは1,060円で、5月1日からは1,057円になっているんですね。これでいきますと1万一千何ぼになるわけですね。また、小学校2年生から6年生の場合は、4月1日が1,060円、5月以降が1,057円ということですね。また、中学校にしてみても、1年生では4月1日は2,070円、5月1日以降は2,066円、これは1年間続くわけで、2年生から3年生、4月1日からは2,070円で、5月以降は2,066円ということで、これも先ほど言いました2万5,000円ですか、2年、3年でね。これで全く不足がないと。そうしますと、文科省でやった調査について、もう少し具体的に調べる必要があると思います。

先ほど私が言いましたように、ピンからキリまでありますね、各家庭によって、それは分かります。しかし、実際これで足りているのかと。生活保護費というものは私は足りているとは

思わないんですが、しかし実際はどうかという調査はやるべきだと思うんですが、その点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 その辺については、ちょっと我々も、これまで単価については、単純に生活保護費の単価をうのみにしてやってきましたが、ちょっとそのあたりも調査研究してみたいと考えます。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 母子家庭の月の収入というものが大体、必要経費で21万円ということが、これは文科省の調査で明らかになっているわけですね。

先ほど答弁の中でも、この21万円がぎりぎりなんです。ところが実際には、生活保護、準要保護も含めて、その金額までいっていないと思うんですが、今の牛久市の就学援助制度で、どの子供たちにも平等の支援が行われているのかどうか。憲法や学校教育法に基づいて、そのように行われているのかどうか再度お尋ねします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 今、就学援助の認定基準というものが生活保護費の1.15倍という形でやっておりますが、これについては我々は、決して低いものではないですが、高いものでもないと考えております。当然、ぎりぎりの方というのは、申請を出してきたときに、ぎりぎりで外れてしまう方もいらっしゃいますが、そこは制度ですので、やっぱり一定のラインを引いた中で、それより落ちるところはやむを得ないという形で考えております。

今のラインというものは、今のところ現時点では問題があるとは考えておりません。ただ、やはり物価高騰などでいろいろ状況も変わってきております。また、他市町村においても動きもありますでしょうから、そういったものもよく見定めながら調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 これまでの議会の中で、電気料金等値上がりなんかで補正を組んでいるわけですよ。公共料金の値上げというものは、特に収入が少ない方においては非常に大きな負担になってくるわけですね。ところが、生活保護法も就学援助も含め、そういった手だては全くされていないんですよ。ある程度の家計応援をしなければならないと。先ほども話題になりました地方創生臨時交付金を使うこともできるだろうし、また私はそれなりの財源もあると思っております。

要保護、また準要保護に対すべき何らかの補助制度もできるのではないかと。そしてまた、全ての小学校、中学校、義務教育に通う家庭における家計援助ということでいけば、学校給食の無償化というものも当然考えられる。これも地方創生臨時交付金という対象にも当てはまるはずであります。この問題についてお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 様々な補助制度や給食の無償化についての御質問でしたが、教育扶助に関する部分といたしましては、この就学援助制度の中で包括的に捉えた中で、様々な経費が逆に家計で必要になってくるとなれば、そういった部分を見直していく形になるのかなど。例えば、今回であればGIGAスクールでタブレットが入れられたことにより、そういった部分のオンライン学習費、オンライン通信費という経費を1万4,000円ほど付け足すような形での改正も行っておりますし、そういった状況を見ながら考えていきたいと考えております。

また、給食の無償化につきましては、これは先ほど答弁した内容と全く同様になりますので、割愛させていただきます。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 いろいろな問題はあります。しかし、今の教育委員会の考え方では、要保護、準要保護についてのプラスアルファということを全く考えていないと受け取らざるを得ない。9月議会で、私は決算委員をやりました。今回、前年度の決算自体が非常にお金を余らせている。これは税金の使い方の問題なんです。生活に困っている人たちの支援、特に次世代を担う子供に対する援助というものは当然しなければならない。今回の決算の状況を見ても、1億円、2億円のお金は出てきますよ、これは。最も決算の中で私は考えなければいけないと思うところは教育委員会の支出ですよ。

そういったことをもっとしっかり考えれば、必要なところにお金を使うことができると私は思います。これはもう9月議会でやりましたから答弁は要りませんけれども、もっとしっかりと財政運営とはどういうものかを見据えて、そして必要なところにはお金を出すと。今の教育委員会の答弁でも、必要なところにお金を出すなんていう言葉は返ってこないですよ。もっとしっかりと財政運営ということをやってもらいたいということをお願いしまして、この就学援助の問題については検討するというのでしたから、検討していただきたい。

続きまして、牛久市事業者支援一時金支給についてお尋ねいたします。

牛久市事業者支援一時金支給についての目的をお尋ねいたします。これは9月22日、ホームページにありました内容について質問をするものであります。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 牛久市事業者支援一時金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、茨城県知事が行った営業時間の短縮要請及び不要不急の外出、移動の自粛要請により影響を受けました中小企業及び個人事業主に対しまして一律20万円を支給するものでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 支給条件をもう少し詳しく答弁願います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 支給の条件といたしましては4つございます。

まず1つ目、茨城県事業者支援一時金を受給した事業者であること。2点目が、牛久市内に主たる事業所を有する法人または個人事業主で、法人税または所得税の納税地を牛久市としていること。3点目になります。申請時点において今後も事業を継続する意思があること。4点目、申請時点において牛久市に納めるべき市税等を滞納していないこと。この4点全てを満たしていることが支給の条件となります。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 先ほど言いました、9月22日、ホームページに掲載されたものですね、添付書類というものがあるんですね。これは、県の一時金を支給したことは確認できること。市内に主たる事務所を持つ法人または個人ですね。牛久市での納税を証明する書類、誓約書、これに基づいて申請した方がおられたんですが、申請は受理されたんですが、ところが電話がかかってきて、支給できないというようなことを言われたわけですね。そこで、何が問題になって支給できなかったのかどうかと。牛久市内に事業所があるにもかかわらず、これが出ないとはどういうことなのか。茨城県でもこの支給案件に該当して、茨城県からももらっているわけですね。それでなぜ牛久市でもらえないのかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 お答えいたします。

ただいま4点全てを満たすということの答弁をさせていただきましたが、2点目にございます、市内に主たる事業所を有する法人または事業者で、法人税や所得税の納税先が牛久市であること。これが2つ目の条件としてあるわけですがけれども、市内に主たる事業所を有し、かつ所得税または法人税の納税地を牛久市としていることということから、個人事業主の場合なん

ですが、令和3年の所得に対して申告していただくというものですので、令和4年1月1日現在、牛久市に住民票がある、もしくは市外在住の場合においては、令和3年分の確定申告において納税地を牛久市としているということを支給の要件としております。

本件につきましては、昨年、牛久市から転出されたということで、該当にはならないということになります。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 ホームページにはそんなことは一つも書いていないんですよ。例えば、ここに申請書の書類の書き方があるんですが、住所、本社所在地ということですね。本社所在地というものは、法人の場合は、例えば東京に本社がある場合は東京ですよ。それで、氏名、名称及び代表者、それは法人の代表者と。これは牛久に住んでいない方も当然おられるんですね。法人と個人の違い、どう違うのかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 法人の場合には、牛久に本店もしくは主たる事業所があって、代表の方が牛久市内に住んでいないというケースはあると思います。しかしながら、法人が市内に所在しているということは、従業員が必ずいるということですので、従業員が、例えば牛久市とお隣のつくば市に本店、支店がある場合には、双方で法人市民税というものは課税となってきますので、牛久に本社がある場合には、その人数に応じて法人市民税というものが牛久市で課税になるということで、個人事業主につきましては、その住所地もしくは市外の場合であれば納税地を牛久にしているということが要件となります。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 そんなこと一つも、どこにも書いていないんですよ。それで申請書、職員と一緒に、申請書をこうして出したときは受け付けたわけですよ。それが後で電話をかけてきて、駄目だという話、そんなことで納得できないですよ、これは。先ほど言いましたように、本社の住所、氏名なんていうものは牛久市にないわけですね。個人事業主の場合については、例えば借地、借家の場合については、当然その中に固定資産税なんかが含まれた家賃も払っているわけですよ。そういったことの滞納もないわけですね。であれば、それに対する、ほかの税に対する滞納はないわけであって、そのところが9月22日のホームページには全く書かれていない。書かれていないから受け付けたわけですよ。それを後になって、そういう形で来るということ自体が、これは後出しじゃんけんというんですよ。後からそんなことを言っても、何だというんですよ、これは。

これは何のための補助金ですか。中小業者を支援するため。それでは、転居した方、転居した地域でこの申請をしたら受けられますか。受けられないでしょう。事業所は転居したところにはないわけですから。それなら牛久でその支給を得るしかないわけですよ。それを後出しじゃんけんみたいな言い方をして却下するということは到底納得できない。これについてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 本件につきましては、個別の案件になりますので詳細は申し上げませんが、こちらについては郵送で頂いたもので、それでこちらで審査をして、1月1日現在の住所が牛久ではなかったのに、受け付けられませんということで電話でお返しをしたということです。

ホームページの内容につきましては、議員から御指摘もありますし、また事業者の方からも分かりづらいというお話しもいただいておりますので、ちょっと後出しじゃんけんということではないんですけども、表現を改めるなりしていきたいと思っておりますので、御了承をお願いします。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 後出しじゃんけんを認めたわけですね。こんなばかな話はないですよ。職員と一緒に申請書を書いた、これはオーケーですとなったのに、後から電話が来て、駄目だと。完全に今の言った内容については後出しですよ。

実際に、じゃあ先ほど言いました転居した地域で、牛久市で事業所を持っていて、それで申請をして、申請は受けられて、支給されるかどうかお尋ねします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 転居した先では牛久の補助金は受けられませんけれども、転居先によっては、その自治体、市町村のそういった事業者支援の補助金があればですけども、受けられる可能性もあると思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 今の話はおかしいでしょう。事業者支援金の申請書ですね。市内に主たる事業所を有する法人または個人です。その方は転居したら市内にないわけですよ。では、ほかの自治体では個人事業主であれば、自分の住んでいる地域にではなくて、ほかのところに事務所があれば、そのところでもらえるというふうに、今の答弁ですと、そう判断せざるを得ないですよ。それもまたおかしい話です。

先ほど言った地方創生の臨時交付金を使ってやるわけですから、これは市内にいる個人事業

主、これまで何十年も市内に住んで税金を納めてきたわけです。それを、たまたま去年転居したということだけであって、これまでの貢献度からいけば、牛久市にはそれなりの税金を払ってきているわけです。それを後出しじゃんけんみたいなことをやって、申請を受理するというものは、こんな不公平はないですよ。もう一度この点についてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 あくまで令和4年1月1日現在の納税地、住所地ということですので、やはりそこで、それはルールとして4つの条件を満たすということで、何十年住んでいたとしても、令和4年1月1日現在、牛久市に在住していなかったということで該当にはならないものでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 一番最初に言いました、市長が不在で職務代理者もないという中で、この答弁というものはもう事前に分かっていたから、当然、職務代理者がいないんですから、それ以上の答弁は出てこないということは分かります。しかし、こんな後出しじゃんけんみたいな、事業者を支援するような、それも国からの補助金を使ってやるようなものに後出しじゃんけんみたいなことで申請を却下するなんていうことは信じられない。

申し訳ないですけども、副市長、少しこれは総体的にやっぱり検討してもらいたいと思う。それならもっと詳しく、どういうことが駄目なのかと分かりやすく、先ほどの答弁にもありました、分かりにくいという事業者もいると言っていますから、その辺のところをもっと分かりやすくやるような検討をしていただきたいと。これは職務代理者がいなくても、そのくらいの答弁はできると思いますのでお尋ねします。

○杉森弘之 議長 滝本昌司副市長。

○滝本昌司 副市長 この件に関して具体的な内容を私は把握しておりませんで、申し訳ございません。今お話を聞きました限りにおいての答弁になりますけれども、後出しじゃんけんということに関しましては、条件で4つ、先ほど、あるという御説明があったかと思うんですけども、御指摘のとおり、分かりづらいという部分については、それは真摯に受け止めなくてはまずいと思っておりますけれども、この4つの条件を具体化して、それぞれの個別条件に当てはめた場合は、今回は適用にならないということですので。後出しじゃんけんではなくて、きちんと要件に該当しなかったということでございます。最初から出している4つの要件のうち1つに該当しなかったと私は理解しておりますので。ただ、何回も申しますけれども、分かりづらいという点については今後改善すべきだとは思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 市長がいなくて、職務代理者がいないという中では、この程度の答弁かなと思います。しかし、今指摘したことをぜひ各担当課、担当部署で検討していただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で22番利根川英雄議員の一般質問は終わりました。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時20分といたします。

午後0時05分休憩

午後1時24分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで諸般の報告をいたします。

請願第4号の1件が提出されましたので、サイドブック스에登載した請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたから報告をいたします。

次に、日程第2、議案第47号ないし日程第10、議案第55号及び日程第11、議案第57号ないし日程第19、議案第65号の18件、日程第20、意見書案第13号ないし日程第23、意見書案第16号の4件を一括議題といたします。

○

議案第47号 牛久市役所出張所設置条例について

議案第48号 牛久市ひたち野リフレプラザの設置及び管理に関する条例について

議案第49号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第50号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について

議案第51号 牛久市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第52号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第53号 牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について

議案第54号 牛久市立保育園設置条例の一部を改正する条例について

議案第55号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第57号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第8号）

議案第58号 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 議案第59号 令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第60号 令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第61号 令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第62号 牛久市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて
- 議案第63号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について
- 議案第64号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第65号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 意見書案第13号 賃上げの実現のため、緊急で効果的な対策を求める意見書の提出について
- 意見書案第14号 中小企業・小規模事業者、農漁業者の廃業、倒産危機を打開する支援策を求める意見書の提出について
- 意見書案第15号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について
- 意見書案第16号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出について

○杉森弘之 議長 これより議案第47号ないし議案第55号及び議案57号ないし議案第65号の18件、意見書案第13号ないし意見書案第16号の4件について、順次質疑を許します。

ここで、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。

質疑発言は、明瞭、簡潔に、その範囲を超えないようお願いいたします。また、答弁に際しましては、的確かつ簡潔、明瞭にされるようお願いいたします。また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑されますようお願い申し上げます。

初めに、議案第47号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第47号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第48号についての質疑を許します。10番伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 議案第48号、牛久市ひたち野リフレプラザの設置及び管理に関する条例について伺います。

人事異動に関する通知によれば、総合窓口課からたくさんの職員の方がリフレの市民窓口へ異動になるとのことでありますが、既存の窓口の体制について十分担保されているのかについて伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えいたします。

リフレの新しい窓口開設は、リフレのほうへ行く教育委員会の異動と同じように、これまでにない大きな組織の異動といたしますか、そういうものになると思います。窓口開設も大きな異動ということになると思います。窓口開設は、地域住民のサービスの向上と本庁の窓口の混雑緩和も目的としてありますので、リフレ窓口のほうにはどのぐらいお客様がいらっしゃるか、どのぐらい混雑するかというこれまでの経験値もありませんので、取りあえず可能な範囲で10名ということで先日、準備室という立ち上げで異動内示をしたところであります。

そういったものも踏まえまして、もし本庁のほうがやはり混雑して、市民部という同じ部内になりますから、本庁のほうが混雑した場合には、流動等でまた応援する、リフレの窓口が混雑した場合には、同じ部内でやはり流動等で応援したり、あるいは業務の直接担当する課からも可能であれば応援したり、そういった臨機応変な対応がまずは必要だと思いますので、そういったものを踏まえて対応していきたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○10番 伊藤裕一 議員 窓口で働いておられる会計年度任用職員の方についても、状況を見ながら柔軟に対応ということによろしいのかどうか。確認をしたいと思います。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 今回については、会計年度任用職員の方にも、例えばお住まいがひたち野うしく周辺であれば勤務地が近くなりますからどうかというお声がけもしてということですが、やはり会計年度任用職員ですので、御本人の承諾を得ないと、そちらへ勤務を変更することができませんので、今回はそういったものを打診したんですが、なかなか会計年度さんから、あちらで勤務しますということを了承いただけなかったということで、今回は常勤職員10名ということで取りあえず準備室を立ち上げて、2月1日の本異動を受けて、今現在準備を進めているというところであります。

以上です。

○杉森弘之 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第48号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第49号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第49号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第50号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第50号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第51号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第51号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第52号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第52号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第53号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第53号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第54号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第54号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第55号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第55号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第57号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第57号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第58号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第58号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第59号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第59号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第60号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第60号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第61号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第61号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第62号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第63号についての質疑を許します。22番利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 御承知のように、この解散の問題については、美浦の議会で全会一致で否決をされました。したがって、牛久市でも議論する価値はないのではないかと。幾ら質疑応答、そしてまた採決されたとしても、新たにやらなければならないことが増えてくるわけだと。今日は職務代理者も市長もいない中で、この議案を撤回しろと言っても、うんとは言わないとは思いますが、私がこの63号、64号、65号は議案を撤回すべきだと思いますが、そのことについてお尋ねします。

○杉森弘之 議長 滝本昌司副市長。

○滝本昌司 副市長 この件に関しましては、美浦の議会での状況を受けまして、市長とも相談させていただきました。随時連絡を取っておりますので、そのままとさせていただきました。

この議案につきましては、いろいろ考えはあって、いろいろな意見が出てくるということでございますけれども、今後のためにも、あるいは管理者協議会ですか、統合の協議会であったかと思うんですが、そこで皆さん全員一致で出していこうという確認を取っておりますので、それはどの市町村が否決あるいは議決に問わず、やるということですので、今回は出して、このまま審議をお願いしたいと思います。

それと、その審議過程で明らかになることがあって、私たちもその考え方とか疑問点とか、直接把握することもできますので、そこは審議をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 利根川英雄議員。

○22番 利根川英雄 議員 審議して、その答弁の内容が反映されるとは到底思えないですよ。それなら、最初から出直しすべきだし、白紙撤回にして、やる、私自身が広域のほうの説明に来たときは、机上の空論だということも言いました。結局のところ、そういう方向になってしまったわけで。職務代理者がいない中で撤回するということはちょっとあり得ないと思いますけれども、12日から市長が出てくるようですから、ぜひ検討していただいて、撤回をし、白紙に戻して、再度議論し直すようお願いいたしまして、これはお願いで、答弁はいいです。よろしくお願いいたします。

○杉森弘之 議長 ほかにありませんか。発言ありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第63号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第64号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第64号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第65号についての質疑を許します。11番山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 議案第65号について何点か御質問いたします。今までも分担金の件に関してはいろいろ質疑がありましたので、私はちょっと違った観点で質問をしたいと思っています。

まず、令和4年の6月定例会での市長の発言の中から、ちょっと2点ほど質問させていただきます。このときに市長の発言では、この3組合の統合により環境政策の集約と連携を図ることというお言葉がありました。これがメリットだというお話だったのですが、具体的に環境政策の集約と連携によるメリットとはどういうことがあるのかお伺いいたします。

そして、同じ発言の中で、圏域住民の生活環境の向上を図るための検討を進めるというお言葉もありました。この圏域住民の生活環境の向上とは具体的にはどういったものがあるのかをお伺いいたします。

そして、今議会の同僚議員の一般質問の中にも、市の職員の派遣についての市の考え方がございました。その中で関連することで、今現在、牛久市でも人事交流等も含めて市の職員が派遣されていることと思います。そういった場合の人件費の負担は、今現状ではどういった状況になっているのか。協定書のようなものが結ばれているのかということについて、3点お尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 まず、1点目の御質問の環境政策につきましては、3組合統合の計画書によりますと、環境政策の集約と連携が図られるため、構成市町村の環境政策との連携が図られるほか、環境学習などの新たな事業展開が期待されるというように記載されております。

次に、2番目の圏域住民の生活環境の向上につきましては、同じく計画書に、構成市町村は財政負担の軽減が図られるため、その財源を新たな施策展開に充当することが可能となり、最終的に圏域住民のサービス向上が図られるということが挙げられております。

以上です。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 私から派遣職員に関する御質問にお答えいたします。

派遣職員の人件費負担につきましては、派遣先との協定により決定しております。今年度は

3名の職員を派遣しておりますが、それぞれの派遣先と協議の上、給料や時間外勤務手当などの諸手当の負担などについて決めており、給料は市負担、手当関係は派遣先の負担または市の負担となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 荒井事務局長ですか、協議会の。その方の勉強会が11月にごさいました。そのときの発言、御答弁では、集約することによって、管理部門は集約して人数は補えるけれども、広域、複合化が今後出てくるとプロパーの職員だけではできないということはっきりおっしゃいました。そうなりますと、市で派遣という形が現実的に起こってくると思います。

その件に関しての同僚議員の一般質問の答弁で、市の姿勢は明確に打ち出しながら適切に対応するとともに、今後具体的な議論と過程の中で検討していく。そういう御答弁が総務部の次長からあったと思います。現状での市の姿勢というものはどういう姿勢なのかお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 再度の御質問にお答えいたします。

現在の市の姿勢との御質問ですが、具体的な派遣職員の条件であったり、期間、経費等について詳細に示されておられませんので、回答は控えさせていただきますが、今後、構成市町村の考え方を十分に踏まえながら、市としての考えを打ち出していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○杉森弘之 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で議案第65号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第13号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第13号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第14号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第14号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第15号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第15号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第16号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で意見書案第16号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております日程第2、議案第47号ないし日程第10、議案第55号及び日程第11、議案第57号ないし日程第19、議案第65号の18件、日程第20、意見書案第13号ないし日程第23、意見書案第16号の4件については、会議規則第37条第1項の規定により、サイドボックス登載の付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

令和4年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務企画常任委員会

議案第47号 牛久市役所出張所設置条例について

議案第48号 牛久市ひたち野リフレプラザの設置及び管理に関する条例について

議案第49号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第50号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について

議案第51号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第52号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第53号 牛久市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 牛久市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

議案第63号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について

議案第64号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について

議案第65号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について

◎教育文化常任委員会

請願第4号 刈谷3丁目より市道23号線への坂道設置に関する請願書

◎保健福祉常任委員会

議案第54号 牛久市立保育園設置条例の一部を改正する条例について

議案第55号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

意見書案第15号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について

意見書案第16号 知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書の提出について

◎環境建設常任委員会

意見書案第13号 賃上げの実現のため、緊急で効果的な対策を求める意見書の提出について

意見書案第14号 中小企業・小規模事業者、農漁業者の廃業、倒産危機を打開する支援策を求める意見書の提出について

◎予算常任委員会

議案第57号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第8号）

議案第58号 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

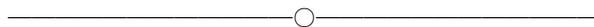
議案第59号 令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第60号 令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議案第61号 令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）

○杉森弘之 議長 つきましては、受託案件を審査終了の上、来る16日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第24、休会の件を議題といたします。



休会の件

○杉森弘之 議長 お諮りいたします。明日12月9日ないし15日は、委員会審査、土日及び議事整理のため休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 異議なしと認めます。よって、明日12月9日ないし15日は休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時49分散会